

令和2年5月14日

保護者各位

東京都立武蔵野北高等学校長
伊東 龍司

多子世帯における都立学校授業料等支援事業の御案内

平素より本校の教育活動に御協力いただき誠に有難うございます。

令和2年度から実施する授業料等支援事業についてお知らせいたします。本制度は、要件を満たす世帯の都立学校に通う生徒の授業料等を1/2に減額する制度です。保護者が直接金銭を受け取るものではありません。詳しくはリーフレットを御覧ください。

【支給対象となる世帯】※(1)、(2)を同時に満たす世帯

- (1) 保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯
- (2) 所得制限により就学支援金の対象とならない世帯(年収目安910万円以上)

【提出書類】

- (1) 授業料等減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届(授業料等減免)
- (3) 扶養する子3人以上の健康保険証のコピー

申請を希望される方は、本校の経営企画室窓口に申請書類一式を取りに来ていただくか、本校のホームページからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

4月時点の世帯状況において申請を希望される方は、必要事項を御記入の上、**令和2年6月15日(月)**までに経営企画室へ御提出ください。

(都立学校の臨時休業期間延長に伴い、受付期限を5月15日から上記日程に変更いたします。)

都立武蔵野北高校 経営企画室 小林
電話 0422-55-2071